

資料編

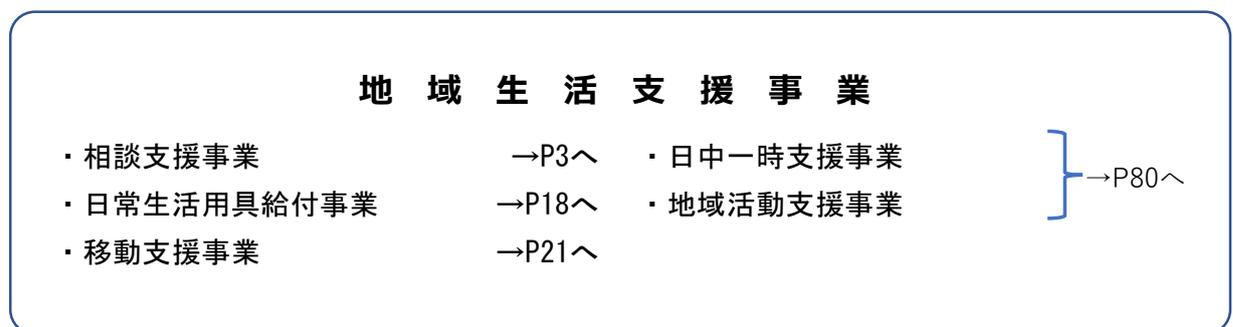
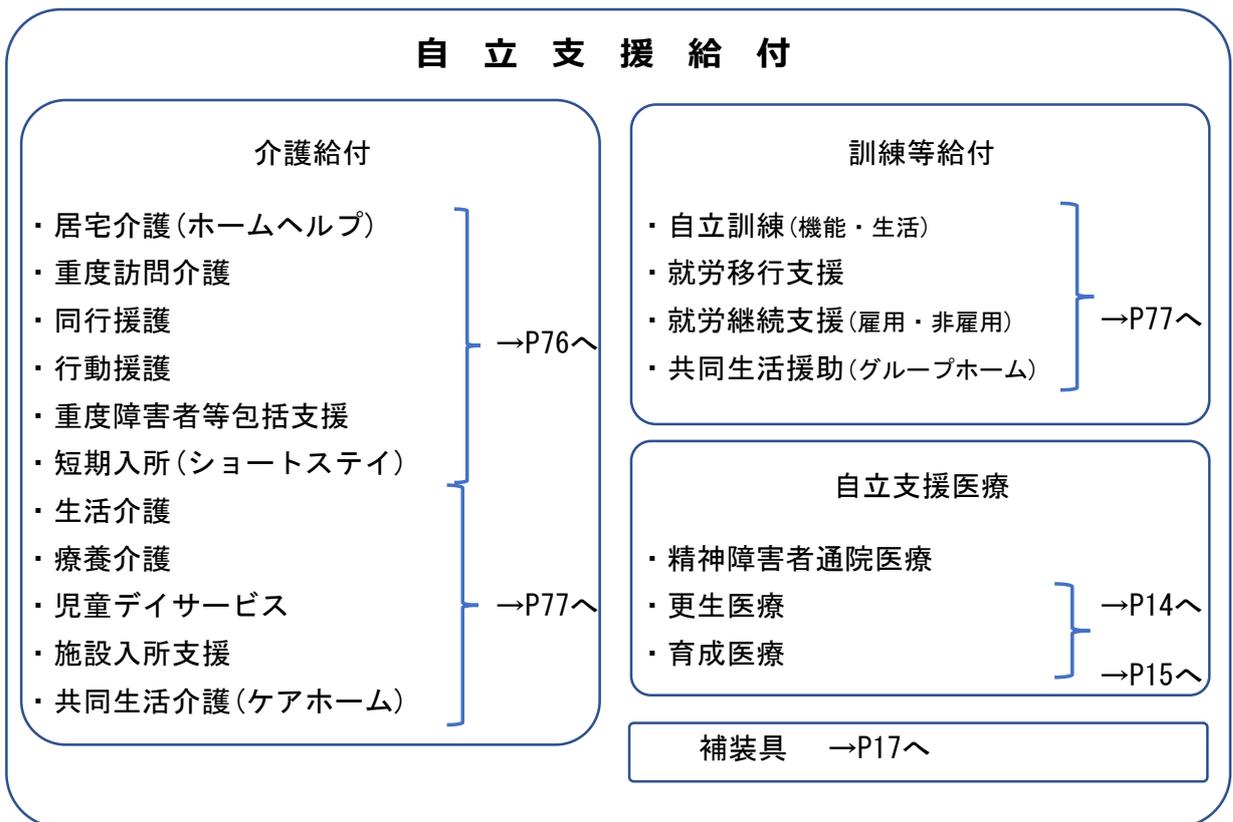


障害者総合支援法のサービスの種類や、負担額の決め方、介護保険との関わり等について、紹介しています。

障害者総合支援制度

この制度は、障がいのある方が安心して暮らすことができる社会の実現を目指しています。

「**自立支援給付**」と「**地域生活支援事業**」の二つに分かれ、障がいのある方自らがサービスを選択し、契約の上で利用します。



自立支援給付は

- ・日常生活に必要な支援を受けられる「**介護給付**」と、
- ・自立した生活に必要な知識や技術を身につける「**訓練等給付**」
があります。

これらは

- ・家庭などで利用できる「訪問系サービス」と
- ・施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」
- ・施設入所して利用できる「居住系サービス」
に分けられます。

訪問系サービス

サービス名	サービス内容	対象区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。	区分1以上
重度訪問介護	長時間介護を必要とする方に、自宅での介護や調理等の家事など生活全般にわたる援助、また外出時における移動中の介護を総合的に行います。	区分4以上
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難で身体介護を必要とする方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、外出時の移動の援護等を行います。	区分2以上
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護を必要とする方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避の為の援護などを行います。	区分3以上
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方に中でも、特に介護の必要性が高い方に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて、包括的に支援します。	区分6 (条件あり)
短期入所	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間の施設入所を必要とする方に、施設において入浴、排せつ及び食事の介護などを行います。	区分1以上

日中活動系サービス

サービス名	サービス内容	対象区分
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設において、主に昼間に入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。	入所：区分4以上(その他の場合あり)
療養介護	医療的ケアに加え常に介護を必要とする方に、病院において主に昼間に機能訓練や、療養上の管理、介護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を行います。	区分5・6(条件あり)
自立訓練 (機能訓練)	身体能力の向上を図るため、理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言を行います。	身体障がいのある方
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある方に、生活能力の向上を図るため、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営む為に必要な訓練を行います。	知的または精神障がいのある方
就労移行支援	企業などへの就労を希望する65歳未満の方に、就労に向けたさまざまな支援を行います。ただし、2年間の期限付きのサービスです。	一般就労希望の65歳未満で障がいのある方
就労継続支援 A型(雇用) B型(非雇用)	企業などで就労することが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	65歳未満で障がいのある方(条件あり)
児童デイサービス	施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	障がいの ある児童

居住系サービス

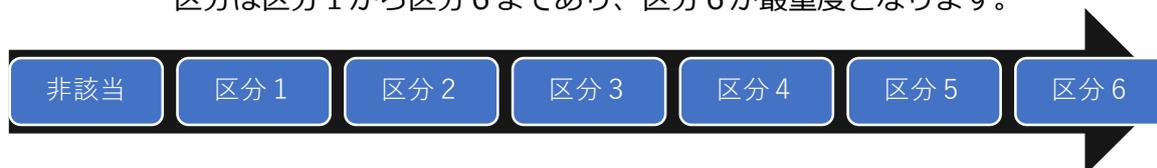
サービス名	サービス内容	対象区分
施設入所支援	施設入所する方に、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分3以上
共同生活援助 (グループホーム)	地域での共同生活の場において、入浴・排せつ又は食事の介護や日常生活上の援助を行います。	障がいの ある方

障害支援区分とは

障害支援区分は、障害福祉サービスの必要性を総合的に判定する為のものです。

- ① 調査員が、障がいのあるご本人やその家族に聞き取り調査をします。
- ② 障がいのあるご本人の主治医に、医師意見書を作成していただきます。
- ③ ①と②を、審査会で審査・判定をし、「障害支援区分」が決定します。

区分は区分1から区分6まであり、区分6が最重度となります。



介護保険制度等との関係

介護保険制度によりサービスが受けられる方は、基本的には介護保険によるサービスを優先的に利用していただきます。

その他の制度(労災保険制度や厚生年金保険制度など)で障害福祉制度と同じサービスが受けられる場合についても、同様となります。

介護保険に該当する方

* 65歳以上の方

* 40歳以上で、介護保険法に定める「特定疾病」により介護が必要な状態になった方

～介護保険の特定疾病の種類～

- 筋萎縮性側索硬化症 ・ 後縦靭帯骨化症 ・ 骨折を伴う骨粗しょう症 ・ 早老症
- 初老期における認知症 ・ 脊髄小脳変性症 ・ 脊柱管狭窄症 ・ 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・ 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 関節リウマチ ・ 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的見解に基づき、回復の見込がない状態に至ったと判断したものに限る。)

問合せ先 福祉課 介護保険係 76-1815

月ごとの利用者負担上限額

障害福祉サービスは、原則として利用者による1割負担となっています。しかし、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分		負担上限月額	
一般2	市町村民税課税世帯 (一般1に該当するものを除く。)	37,200円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円(障がい児にあつては28万円)未満の者に限り、20歳以上の施設入所者、グループホームケアホーム利用者を除く。)	(施設等入所者以外) 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 (20歳未満の施設等入所者) 9,300円	
低所得	2 市町村民税非課税世帯 (低所得1に該当するものを除く)	0円	
	1 市町村民税非課税世帯のうち、本人の収入が80万円以下		
生活保護	生活保護受給世帯		



※所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がいのある方 (施設に入所する18,19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、東栄町が独自に実施する事業です。

日中一時支援	
概要	障がい者(児)施設等において日中活動の場を提供し、介護者の一時的な休息を図ります。基本的に、利用にかかる経費の1割を負担していただきます。(ただし、所得に一定の負担上限額を設定。福祉サービス支給と同基準→P79へ)
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・認印
窓口	福祉課 76-1815

地域活動支援センター	
概要	創作的活動または生産活動の機会や、社会との交流の場を提供をします。基本的に、利用にかかる経費の1割を負担していただきます。(ただし、所得に一定の負担上限額を設定。福祉サービス支給と同基準 →P79へ) ※ 町内には実施しているサービス事業所はありませんが、近隣の市町村にあるサービス事業所を利用することができます。
対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
手続き	次のものを持参のうえ申請してください。 ・認印
窓口	福祉課 76-1815



東栄町障がい福祉ガイドブック

令和4年4月

編集・発行 東栄町障害者自立支援協議会
(東栄町障がい福祉ガイドブック編集委員会)

事務局：東栄保健福祉センター 福祉課 社会福祉係

〒449-0214

愛知県北設楽郡東栄町

大字本郷字大沼10番地

電話：0536-76-1815

FAX：0536-76-1811

メール：fukushi@town.toei.aichi.jp